

法人市民税の更正の請求書（第10号の4様式）記載の手引き

1. この請求書の用途等

- (1) この請求書は法人市民税について、地方税法第20条の9の3第1項もしくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
- (2) 請求書にはこの請求書を提出するときにおける代表者の記名をお願いします。
- (3) この請求書は福岡市長に1通を提出してください。

2. 各欄の記載の仕方

「法人名」

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について更正の請求をする場合にあっては、法人課税信託の名称を併記してください。

「法人番号」

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号）を記載してください。

「課税標準」

課税標準及び課税標準から控除する金額等を記載してください。

「法人税割」

納付すべき税額及びその計算上控除する金額を記載してください。

「還付請求額」

この更正の請求により還付を請求する額を記載してください。

「法第321条の8の2の更正の請求の場合」における「国の税務官署の更正の通知日」

更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいいます。以下同じ。）である場合にあっては、当該通算子法人との間に通算完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいいます。以下同じ。）がある通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいいます。以下同じ。）又は当該通算子法人との間に通算完全支配関係があった通算親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載してください。

※令和4年4月1日より前に開始する事業年度の場合は、連結親法人の更正の通知日を記載してください。

「更正の請求の理由」

更正の請求の理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法人税の更正による更正の請求の場合は、法人税の更正通知書写）を添付してください。

なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方法人税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。

通算親法人(※)の本店所在地及び電話番号」欄及び「通算親法人の名称」

「国の税務官署の更正の通知日」欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において通算子法人である法人が記載してください。

※令和4年4月1日より前に開始する事業年度の場合は、連結親法人の内容を記載してください。